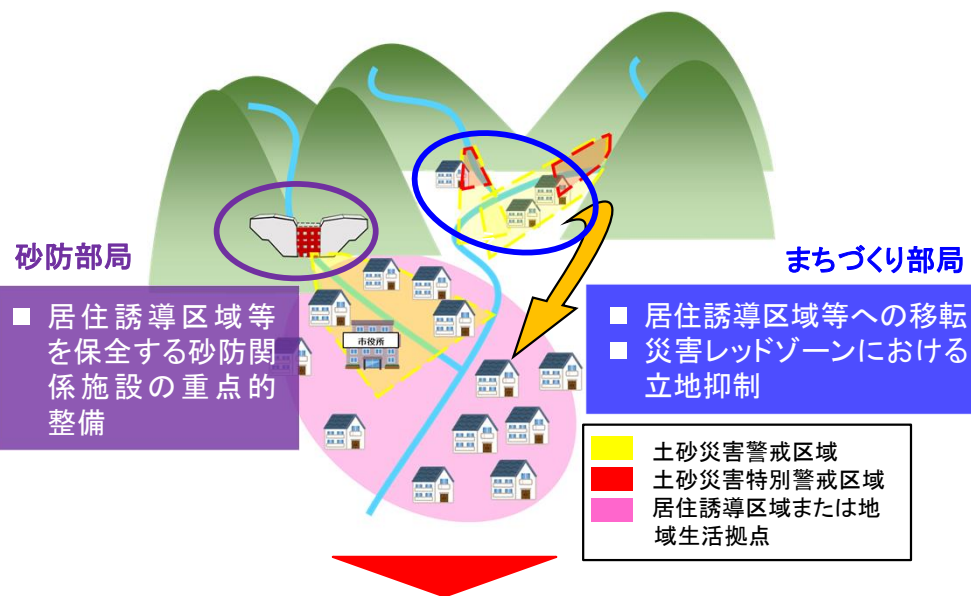


土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進

- 流域治水の一環として、土砂災害を含む災害ハザード情報を踏まえ、災害リスクのソフト対策による回避とハード対策による低減を適切に組み合わせた防災まちづくりを推進。
- 本施策を進めるため、「まちづくり連携砂防等事業」の制度を拡充(令和5年度)。

防災まちづくりによる効果

- 災害レッドゾーン(土砂災害等のリスクの高いエリア)における立地抑制を進めるとともに、居住誘導区域等の将来にわたって居住が継続される地域については重点的な砂防関係施設の整備をすることにより、土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりを実現。



まちづくり部局と連携し、災害リスクのソフト対策による回避とハード対策による低減を組み合わせた施策展開が可能となり、早期の防災まちづくりの実現が図られる。

【R5新規制度】「まちづくり連携砂防等事業」の拡充

【採択要件】

市町村が作成するまちづくりに関する計画に、以下の記載があるものを要件として追加。

- ① 砂防関係施設の整備により安全を確保すべき区域
- ② 事前避難が困難な箇所等にある住宅に対して、土砂災害防止法に基づく移転等の勧告を活用すること
- ③ リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標

【拡充事項】

- 事業対象区域を、居住誘導区域に加え、市町村がまちづくりの計画に位置付けた地域生活拠点にまで拡大
- 急傾斜崩壊対策事業のかけ高の要件を10m以上から5m以上に拡充

